

鈴鹿市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鈴鹿市長 末松 則子

## 鈴鹿市規則第22号

鈴鹿市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市職員の給与の支給に関する規則（昭和42年鈴鹿市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(扶養手当の<u>届出、認定、支給等</u>)</p> <p><u>第7条 新たに条例第18条の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届(第1号様式)により、その旨を速やかに任命権者(委任を受けた者を含む。以下次項、第3項及び第5項において同じ。)に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p><u>3 任命権者が、第1項の届出を受けたときは、扶養親族届に記載された扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確</u></p>	<p>(扶養手当の<u>支給</u>)</p> <p><u>第7条 条例第21条第1項の規定による届出は、扶養親族届(第1号様式)によるものとする。</u></p> <p><u>2 任命権者が、前項の届出を受けたときは、扶養親族届に記載された扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確かめ</u></p>

かめて認定するものとする。前項に規定する場合においても、同様とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者は、扶養親族として認定することはできない。

(1) 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者

(2) 年額130万円以上(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) 略

4 略

5 任命権者は、前各項の認定を行うときその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

6・7 略

8 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の扶養手当は、前項の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者においてその月分を支給する。この場合において、その給料の支給義務者は、職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

て認定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者は、扶養親族として認定することはできない。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) 略

3 略

4 任命権者は、第2項の認定を行うときその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

5・6 略

7 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして移動した場合におけるその移動した日の属する月の扶養手当は、前項の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者においてその月分を支給する。この場合において、その給料の支給義務者は、職員の移動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給の始期及び終期)

第7条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第18条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額等の端数計算)

第17条 略

(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額等の端数計算)

第17条 略

2 条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（前項第2号又は第3号に掲げる職員に限る。）について、育児

休業条例附則第4項（育児休業条例附則第5項の規定により読み替えられた育児休業法第17条において準用する場合を含む。）又は第6項の規定により読み替えられた条例附則第7項第1号に規定する算出率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該算出率を乗じて得た額とする。

（条例附則第7項の規定により減ずる額の日割計算）

第18条 給与期間の中途において、条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となつた場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第6条第1項に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第7項各号（第3号及び第4号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

第18条 略

第19条 略

第1号様式を次のように改める。

# 扶 養 親 族 届

（            年            月            日提出）

(宛先)任命権者	所 属	職 名	氏 名	職員番号

鈴鹿市職員の給与の支給に関する規則第7条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

（ 証 明 書            通 添 付 ）

扶養親族の 氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		

記入上の注意

- 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
- 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 4 「届出事実の発生年月日」欄には、新たに職員となった者に扶養親族たる要件を具備する者がある場合にその職員となった日を記入し、職員に扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれの事実の生じた日を記入すること。
- 5 「届出の理由」欄には、扶養を受ける事実の生じた理由(婚姻、出生、60才以上等)又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった理由(離婚、死亡、就職等)をそれぞれ記入すること。

上記のとおり認定する。  <div style="text-align: center;">年      月      日</div>	受理年月日  <hr/> 年      月から                      円 支給・取消  備考
任命権者  <div style="text-align: center;">印</div>	

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行し、改正後の第7条の2の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の第1号様式の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この規則の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。